

政策V 知性と豊かな心を育むまちづくり

施策 4-9 計画的な土地利用の推進

【現状と課題】

本町の総面積は16,374haであり、平成16年時点での地目ごとの土地利用状況としては、森林が12,635ha (77.2%)、農用地が1,465ha (8.9%)、宅地が405ha (2.5%)などとなっています。この自然に恵まれた町土は、町民だけではなく、農山漁村地域において心の豊かさや自然とのふれあいを求めている都市住民に対しても、高い水準の余暇空間を提供しています。

今後、三陸縦貫自動車道登米志津川道路の延伸やこれに関連する国道、県道等アクセス道路の整備によって、周辺の土地利用形態が変化していく可能性もあり、豊かな自然環境を維持しながら、新たな土地利用を推進していくことが必要となります。

町土を限られた資源として捉え、これを保全し、未来へ引き継いでいくことが重要であるとの認識の下、自然との共生に配慮した適正な土地利用計画に基づいた利用を推進していく必要があります。

【基本事業】

4-9-1 環境保全と開発が調和した土地利用の推進

町民の生活基盤の安定と地域活力の向上を目指し、環境保全と開発行為が調和した土地利用を推進します。

基本事業	主要事務事業
環境保全と開発が調和した土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画法等の適正な運用 ・国土利用計画に即した土地利用の推進 ・町土の保全と安全性の確保 ・環境の保全と町土の快適性、健康性の確保 ・土地の有効利用の促進と土地利用の転換の適正化 ・町土に関する調査の推進と成果の普及啓発

